生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月10日

生駒市公平委員会委員長 吉 田 豊 彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「特命監」を「特命監 危機管理監」に、「主幹」を「課課長」に、「秘書課の秘書係長、副係長及び主査 政策企画推進課の政策企画推進係長」を「秘書企画課の主幹、秘書係長、企画係長及び主査」に改め、「広報広聴課の」の次に「主幹及び」を加え、「人材育成係長、給与係長、副係長」を「主幹、人材育成係長、給与係長」に、「総務係長、法制係長及び行政経営係長」を「主幹、総務係長及び法制係長」に、「財政課の財政係長」を「財政経営課の主幹、財政係長及び経営係長」に、「秘書課の主任」を「秘書企画課の主任」に改め、「、副主事」を削り、同表会計課の項中「主幹」に改め、「報育総務課課長」に改め、「教育との項中「主幹」を「課課長」に改め、「教育総務課の」の次に「主幹、」を、「教育指導課の」の次に「主幹、指導主事及び」を、「こども課の」の次に「指導主事、主幹、」を加え、同表選挙管理委員会事務局の項及び監査委員事務局の項中「主幹」を「局次長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用する。